

# 一般社団法人日本養護教諭教育学会 倫理綱領

制定：2005年10月9日

日本養護教諭教育学会は、学問の自由を踏まえつつ、個人の尊厳及び人権の尊重その他の倫理的観点並びに科学的観点から、研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを願い、本倫理綱領を定める。

## 前文

日本養護教諭教育学会会員は、教育及び研究・地域活動によって得られた成果を人々の心身の健康及び社会の健全化のために用いるよう努め、社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する。

## (責任)

第1条 会員は、養護教諭に関する教育・研究及び地域活動に責任をもつ。

## (説明と同意)

第2条 会員は、養護教諭の職務、教育・研究及び地域活動に際して、対象者又は関係者に研究の内容を説明し、対象者又は関係者の同意を得た上で行う。

## (守秘義務)

第3条 会員は、養護教諭の職務、教育・研究及び地域活動において、知り得た個人情報及び団体のプライバシーを守秘する。

## (研究成果の公表)

第4条 会員は、研究対象者又は関係者の情報の保護のために必要な措置を講じた上で、研究成果を公表しなければならない。

## (倫理の遵守)

第5条 会員は、本倫理綱領を遵守する。

- 2 会員は、原則としてヒトを対象とする医学研究の倫理原則（ヘルシンキ宣言）を遵守する。
- 3 会員は、原則として疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省）を遵守する。
- 4 会員は、原則として子どもの権利条約を遵守する。
- 5 会員は、その他、人権に関わる宣言を尊重する。

## (改廃手続き)

第6条 本綱領の改廃は、理事会が行う。

(附則) この倫理綱領は、2005年10月9日から施行する。